

# 福島県市町村総合事務組合格約

(昭和54年3月10日規約第1号)

改正

(略)

平成31年4月12日指令市町村-106

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、福島県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、福島県内の全市町村並びに別表第1に掲げる市町村の一部事務組合及び広域連合（以下「構成団体」という。）をもつて組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、別表第2の下欄に掲げる構成団体に係る同表上欄の事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、福島市中町8番2号福島県自治会館内に置く。

## 第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は16人とし、次の各号に定めるところによる。

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| (1) 市長の職にある者の互選による者          | 3人 |
| (2) 福島県市議会議長会の会長の職にある者       | 1人 |
| (3) 町村長の職にある者の互選による者         | 9人 |
| (4) 福島県町村議会議長会の会長及び副会長の職にある者 | 3人 |

(議員の任期)

第6条 組合議員の任期は2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(議決方法の特例)

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、別表第2の1に掲げる事務に係る事件については、別表第2の1に掲げる構成市町村の長の職にある者及び議会議長の職にある者で、かつ、組合議員である者の議員の過半数を含む出席議員の過半数でこれを決する。

## 第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第9条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

- 2 管理者は、町村長の職にある者の互選による。
- 3 副管理者は、市長の職にある者の互選による。
- 4 管理者及び副管理者の任期は2年とする。

5 管理者又は副管理者が組合を組織する市町村の長の職を失つたときは、前項の規定にかかわらず、管理者又は副管理者の職を失う。

(会計管理者)

第9条の2 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。

(事務局の設置及び職員)

第10条 組合に事務局を設け、職員を置く。

2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、非常勤とする。

#### 第4章 組合の経費の支弁の方法

(組合の経費)

第12条 組合の経費は、構成団体の負担金、組合の財産から生ずる収入及びその他の収入をもつてあてる。

2 前項の負担金の総額及び構成団体の負担すべき額は、管理者が組合の議会の議決を経て定める。

3 前項の負担金は、管理者が指定する期日までに組合に納入しなければならない。

#### 第5章 雑則

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定めるものとする。

#### 附 則

この規約は、昭和54年4月1日から施行する。

(略)

#### 附 則 (平成31年4月12日指令市町村-106)

この規約は、知事の許可のあった日以後、新たに監査委員の任期が開始する日から施行する。

別表第1（第2条関係）

川俣方部衛生処理組合、公立藤田病院組合、伊達地方衛生処理組合、伊達地方消防組合、福島地方水道用水供給企業団、福島県伊達郡国見町桑折町有北山組合、安達地方広域行政組合、郡山地方広域消防組合、公立岩瀬病院企業団、須賀川地方保健環境組合、須賀川地方広域消防組合、南会津地方広域市町村圏組合、南会津地方環境衛生組合、会津若松地方広域市町村圏整備組合、磐梯町外一市二町一ヶ村組合、喜多方地方広域市町村圏組合、東白衛生組合、白河地方広域市町村圏整備組合、石川地方生活環境施設組合、公立小野町地方総合病院企業団、田村広域行政組合、双葉地方広域市町村圏組合、双葉地方水道企業団、相馬地方広域市町村圏組合、相馬方部衛生組合、相馬地方広域水道企業団、福島県市民交通災害共済組合、福島県後期高齢者医療広域連合

別表第2（第3条、第8条関係）

共同処理する事務	構 成 団 体
<p>1 常勤職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。）に対する退職手当の支給事務</p>	<p>二本松市、田村市、伊達市、本宮市及び福島県内の全町村並びに次に掲げる一部事務組合 川俣方部衛生処理組合、公立藤田病院組合、伊達地方衛生処理組合、伊達地方消防組合、安達地方広域行政組合、公立岩瀬病院企業団、須賀川地方保健環境組合、須賀川地方広域消防組合、南会津地方広域市町村圏組合、南会津地方環境衛生組合、会津若松地方広域市町村圏整備組合、喜多方地方広域市町村圏組合、東白衛生組合、白河地方広域市町村圏整備組合、石川地方生活環境施設組合、公立小野町地方総合病院企業団、田村広域行政組合、双葉地方広域市町村圏組合、双葉地方水道企業団、相馬地方広域市町村圏組合、相馬地方広域水道企業団</p>
<p>2 消防団員等に係る次の各号に掲げる事務 ア 消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条の7第1項の規定に基づく非常勤消防団員の公務上の災害に対する補償事務 イ 消防組織法第15条の8の規定に基づく非常勤消防団員に対する退職報償金の支給事務 ウ 消防法（昭和23年法律第186</p>	<p>福島県内の全市町村</p>

<p>号) 第 36 条の 3 の規定に基づ く消防作業に従事した者又は 救急業務に協力した者の災害 に対する補償事務</p> <p>エ 水防法 (昭和 24 年法律第 193 号) 第 45 条の規定に基づく水 防に従事した者の災害に対す る補償事務</p> <p>オ 災害対策基本法 (昭和 36 年 法律第 223 号) 第 84 条第 1 項 の規定に基づく応急措置の業 務に従事した者の災害に対す る補償事務</p>	
<p>3 消防吏員及び消防団員に対す る貸しゆつ金の支給事務</p>	<p>会津若松市、二本松市、須賀川市、白河市、喜多方市、 相馬市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市及び福島県 内の全町村並びに次に掲げる一部事務組合 伊達地方消防組合、安達地方広域行政組合、郡山地方広 域消防組合、須賀川地方広域消防組合、会津若松地方広 域市町村圏整備組合、南会津地方広域市町村圏組合、喜 多方地方広域市町村圏組合、白河地方広域市町村圏整備 組合、双葉地方広域市町村圏組合、相馬地方広域市町村 圏組合</p>
<p>4 議会の議員その他非常勤の職 員 (財産区議会の議員及び財産区 管理委員を含む。) の公務上又は 通勤による災害に対する補償事 務</p>	<p>福島市、会津若松市、二本松市、須賀川市、白河市、喜 多方市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市及 び福島県内の全町村並びに次に掲げる一部事務組合 川俣方部衛生処理組合、公立藤田病院組合、伊達地方衛 生処理組合、伊達地方消防組合、福島地方水道用水供給 企業団、福島県伊達郡国見町桑折町有北山組合、安達地 方広域行政組合、郡山地方広域消防組合、公立岩瀬病院 企業団、須賀川地方保健環境組合、須賀川地方広域消防 組合、南会津地方広域市町村圏組合、南会津地方環境衛 生組合、会津若松地方広域市町村圏整備組合、磐梯町 外一市二町一ヶ村組合、喜多方地方広域市町村圏組合、 東白衛生組合、白河地方広域市町村圏整備組合、石川地 方生活環境施設組合、公立小野町地方総合病院企業団、 田村広域行政組合、双葉地方広域市町村圏組合、双葉地</p>

	方水道企業団、相馬地方広域市町村圏組合、相馬方部衛生組合、相馬地方広域水道企業団、福島県市民交通災害共済組合、福島県後期高齢者医療広域連合
5 福島県自治会館の設置事務	福島県内の全市町村